

2022年12月15日

〒108-0074

東京都港区高輪3-24-16 品川偕成ビル8階

株式会社ゼクシス

代表取締役 長岡 時行 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当(理事) 根石 英行

(連絡先)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

<http://www.shohinet-h.or.jp/>

TEL (082) 962-6181

FAX (082) 962-6182



通 知 書

拝復 時下ますますご清栄のことと存じます。

さて、貴社会則第13条の退会規定につき、当法人から消費者契約法10条違反を指摘いたしましたところ、貴社からは令和4年8月16日付回答書(本書添付)において、「スパ&フィットネス ゼクシス 会則」13条を同回答書添付の別紙のとおり改定する旨、ご回答をいただきましたので、当法人からは、規定の改定の実施と運用状況を見守らせていただく旨、ご通知しているところです。

ところが、貴社ホームページに掲載されている「スパ&フィットネス ゼクシス 会則」13条(<https://zexis-net.jp/hiroshima/join.html?tab=tab01>)においては、なお従前のままであり、別紙のと通りの改定内容が反映されておりません。すでに前記回答書以来4か月を経過しており、貴社内においては会則の改定を完了されているものの、たまたま前記ホームページの変更が遅れておられるのかとも思われますが、貴社内において会則の改定を完了されている場合は、確認のため、改定後の会則を紙媒体にて当法人までお送りください。また、早急にホームページを変更し、改定後の会則をご掲示ください。

貴社のご事情は不明ですが、まだ会則の改定がなされていない場合は、前記回答書の内容に反し、貴社において改定のご意思があるのか疑問を抱かざるを得ません。早急に会則の改定をされたうえ、ホームページ等においては新しい会則をご掲示ください。

今後、会則改定を行われる場合は、その具体的時期について本年12月23日までにご連絡ください。

以上